

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第154号

平成26年度における地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）大阪府立精神医療センターの土地の一部の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成26年12月18日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

理事長 遠山 正彌

### 第1 入札に付する事項

#### (1) 入札物件

大阪府立精神医療センターの土地の一部

大阪府枚方市松丘町3331番1

#### (2) 要領等

平成26年度一般競争入札実施要領による。

#### (3) 最低売却価格 930,000,000円

### 第2 入札に参加する者（共有予定者を含む。）に必要な資格

#### (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ 民法第 6 条第 1 号の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - カ 破産者で復権を得ない者
  - キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過した者を除く。）又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域外に事業所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
  - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件

に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府又は病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。  
ただし、入札開始日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

- 2 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であること。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- 4 大阪府が平成26年7月31日及び同年11月28日に開札した一般競争入札（用地等売却）の落札者で、落札物件の売買契約を締結しなかった者でないこと。

第3 現地見学は、下記において行う。

- (1) 日時：平成27年1月13日（火）午後2時から午後3時まで
- (2) 場所：大阪府枚方市松丘町3331番1（地番）

第4 入札をしようとする者（以下、「入札者」という。）は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）に相当する金額を、病院機構が指定する口座に、金融機関等の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、代表者が納付するものとする。

- 2 前項の金融機関等において納付時に受け取った振込書・領収証書等（金融機関等の領収印押印済みのもの）の写しを病院機構所定の入札保証金提出書の裏面に貼付し、入札関係書類として病院機構に提出するものとする。
- 3 入札保証金は、売買代金に充当できる。

4 入札保証金には、利子を付さない。

第5 入札は、病院機構所定の入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用封筒に入れた上で封印をし、第4に記載の入札関係書類及び病院機構所定の誓約書等とともに郵送用封筒により、入札受付期間である平成27年2月2日（月）から同月13日（金）《必着》に簡易書留で病院機構本部財産・経理グループへ郵送すること。ただし、平成27年2月13日（金）に限り、午前9時30分から午後5時30分までの間に病院機構本部財産・経理グループに持参することをもって郵送に代えることができる。

2 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、併せて別掲の様式により委任状を提出しなければならない。

3 入札の結果、落札者となった際に当該物件の所有を共有名義とする場合には、入札保証金提出書に当該物件の所有を希望する名義人全員の必要事項を記載しておくこと。

第6 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人の印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑）を押印するものとする。

2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入すること。

第7 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第8 次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札金額が最低売却価格に達しない入札

(2) 入札参加資格のない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、病院機構の確認を得ないで代理人がした入札

- (3) 指定の日時までには病院機構（第5に記載の郵送又は提出先）に到着しなかった入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札保証金を納付していない者の入札
- (6) 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 入札者又はその代理人が一人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (9) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- (10) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (11) 入札金額を訂正した入札
- (12) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (13) 入札に関する公告又は実施要領に違反した入札

第9 開札は、平成27年2月17日(火)午後2時から、病院機構本部1階入札室において契約事務取扱規程第9条第1項の規定により、入札者(代理人を含む。)立ち会いのもとに行う。

2 入札者及びその代理人の立ち会いは任意とする。会場入場の際、本人であることの確認を行う。また、入札者及びその代理人以外の者は立ち会うことができない。

第10 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、第1(3)の最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) (1)に該当する入札者（代理人を含む。）が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者（代理人を含む。）はくじ引きを辞退することができない。なお、開札会場に入札者（代理人を含む。）がいない場合は、病院機構が指定した者が当該入札者（代理人を含む。）に代わってくじを引き落札者を決定する。

第 11 開札結果は、速やかに病院機構ホームページで公表する。

第 12 入札保証金は、落札者を除き、開札後必要な事務処理期間を経て、速やかに還付する。

2 還付は、入札保証金提出書において入札者が予め指定した金融機関の預金口座への振込みによる。

第 13 落札者が契約を締結しないとき（落札後、第2に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は病院機構に帰属する。

第 14 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできない。

第 15 落札者（共有者を含む。）が法人の場合は、落札後速やかに、履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）及び納税証明書を提出すること。

第 16 落札者（共有者を含む。）が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確

認するため、病院機構は、落札者から提出のあった履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報  
を大阪府警察本部長に提供することがある。

第 17 落札者は、病院機構との間において、第 1（1）に記載する物件に係る売買契約を締結する。

2 病院機構と落札者は、平成 27 年 3 月 12 日（木）から平成 27 年 3 月 18 日（水）までの間に、病院機構本部財産・経理グループにおいて、別掲の土地  
財産売買契約書(案)により売買契約を締結する。

3 落札者は、契約締結後、病院機構が指定する日までに、売買代金の全額を納付しなければならない。

4 入札保証金は売買代金に充当することができる。

5 落札者が入札保証金を売買代金に充当しない場合、落札者の入札保証金は、売買代金の完納確認後、第 12 の方法により還付する。

第 18 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

2 物件は、現状有姿（あるがままのかたち）で、引き渡すものとする。

第 19 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

第 20 落札した物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

第 21 入札希望者は、本公告、実施要領、物件明細、契約書(案)等の各条項及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

2 入札、入札保証金の納付及び売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

3 入札者は、本公告のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

第 22 本件入札にかかる開札結果については、その内容（物件所在地、数量、落札者の氏名・落札金額、入札者の氏名・入札金額）を公表する。

第 23 現在、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく申出を行っているところであり、この結果によっては、本入札を中止する可能性がある。